

平成27年第11回(10月)袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

1 開催日時 平成27年10月21日(水) 午後2時40分開会
午後4時45分閉会

2 開催場所 長浦公民館 2階研修室

3 出席者

委員長	多田 正行	委員長職務代理者	山口 修
委員	福島 友子	委員	中村 伸子
教育長	川島 悟		

(欠席委員)

なし

4 出席職員

教育部長	鈴木 和博	教育部次長 (兼教育総務課長)	森田 泰弘
教育部参事 (兼生涯学習課長)	原田 光雄	学校教育課長 (兼総合教育センター所長)	小川 幸男
体育振興課長	林 健司	中央図書館長	簗島 正広
学校教育課副参事	井関 徹太郎	生涯学習課副参事	鹿嶋 章夫
教育総務課副参事	溝口 輝	教育総務課副参事	中山 久江
教育総務課主任主事	山田 倫志		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市スポーツ推進員の委嘱について

議案第2号 袖ヶ浦市青少年相談員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 袖ヶ浦市要保護および準要保護児童生徒就学援助実施要綱の制定について

議案第4号 袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について

日程第5 協議事項

(1) 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン(後期計画)(案)について

日程第6 その他

(1) 第三次 袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画(案)について

(2) 「平成27年度末及び平成28年度公立学校職員人事異動方針」及び「平成27年度末及び平成28年度公立小中学校職員人事異動実施細目」について

(3) 幼保連携の推進について

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

委員長 前回定例会会議録の承認について賛成の挙手を求める。

委員長 全員一致で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

委員長 福島委員を指名した。

日程第3 教育長・教育部長報告

委員長 教育長、教育部長に報告を求める。

教育長 第45回君津地方中学校英語コンテスト(9月17日)、第26回袖ヶ浦市房総子どもかるた大会(9月20日)、第3回スポーツ推進委員定例会議(9月25日)、第37回袖ヶ浦市少年野球新人大会(教育長旗争奪)開会式(9月26日)、支部中学校駅伝・ロードレース大会(9

月30日) 第4回社会教育委員会議(9月30日) 第1回教育支援委員会(10月1日) 東京ガスコンロ贈呈式(10月1日) 住友化学株式会社 書籍贈呈式(10月1日) 第2回小中学校教頭会議(10月2日) 市立幼稚園運動会(10月3日) 南中ソーラン全国交流祭 in 稚内2015市長への報告会(10月5日) 学校音楽鑑賞教室(10月7日) 第42回「きみつ母と女性教職員の会大会」(10月10日)に出席した。

教育部長 第3回公民館運営審議会(9月28日) 袖ヶ浦市文化協会40周年記念講演(9月29日)に出席した。

日程第4 議案

議案第2号 袖ヶ浦市青少年相談員の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

委員長 事務局に説明を求める。

生涯学習課長 千葉県青少年相談員設置要綱の一部改正により、選考基準が改正されたこと及び本市の青少年相談員の定数が変更されたことに伴い袖ヶ浦市青少年相談員の設置に関する規則の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものである。

委員長 議案第2号について委員に質疑を求める。

山口委員長

職務代理者 県の改正理由について伺いたい。

生涯学習課長 青少年相談員が全般的に高齢化しており、なりても少なくなっているとの理由から年齢要件の緩和について、市町村から要望を受けたことによるものと伺っている。

山口委員長

職務代理者 地区の学校当たりの青少年相談員数を基に、根形地区を1人増としたようだが、各地区の青少年相談員1人当たりの子どもの人数を基にした配置を考えた方が良いのではないか。

生涯学習課長 青少年相談員は学校区で活動することが多いため、学区単位の青少年相談員数を基にし配置をしている。

(他に質疑なし)

委員長 賛成の挙手を求める。

委員長 議案第2号は賛成全員で承認されました。

議案第3号 袖ヶ浦市要保護および準要保護児童生徒就学援助実施要綱の制定について

委員長 事務局に説明を求める。

学校教育課長 学校教育法第19条及び学校保健安全法第24条の規定に基づく要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給について、支給対象者、支給費目等の基準の明確化及び申請手続等の適正化を図るため、袖ヶ浦市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱を制定したいため、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものである。

委員長 議案第3号について委員に質疑を求める。

山口委員長

職務代理者 要保護及び準要保護児童生徒数及び予算額について伺いたい。また、他市は要綱を制定しているのか併せて伺いたい。

学校教育課長 平成27年度の要保護・準要保護の人数は、要保護16人、準要保護380人であり、予算額は、小中学校合わせて約3,500万円である。また、要綱については、他市は既に制定済みである。

山口委員長

職務代理者 マイナンバーの利用を見据えた制定のようだが、マイナンバー法の利用の改正に併せて制定できないのか。

教育部次長 マイナンバーの利用については、既に制定されている条例、要綱が対象となるため、併せて制定することができないため、今回、要綱を新たに制定しようとするものである。

山口委員長

職務代理者 経済状況が好転したと認めるとき、認定の取り消しを行う際には、事務局内部に判定委員会なるものを設け行うのか。

教育部長 現在の判定は、関係書類一式により審査を行い、書面議決としているため、引き続き同様に行う予定である。

委員長 審査について要領制定の必要があるのではないかと思うがいかがか。

教育部次長 書面にて適正に審査を行っており、現在のところ委員会を新たに設けることは考えていない。

山口委員長

職務代理者 新規の条例、要綱等の制定においては、今後、フローチャート図等により処理の流れを示し説明していただきたい。

学校教育課長 今後は、フローチャート図等を用いた資料を準備したい。

福島委員 制度について保護者が理解し易いように、手引きのようなものを配付していただきたい。

学校教育課

井関副参事 現在も4月当初に各学校を通し保護者に配付しておりますが、よりわかりやすい内容となるよう対応したい。

(他に質疑なし)

委員長 賛成の挙手を求める。

委員長 議案第3号は賛成全員で承認されました。

議案第4号 袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について

委員長 事務局に説明を求める。

学校教育課長 特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に則り支給する特別支援教育就学奨励費について、支給対象者、支給費目等の基準の

明確化及び申請手続等の適正化を図るため、袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱を制定したいため、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものである。

委員長 議案第4号について委員に質疑を求める。

山口委員長

職務代理者 対象児童生徒数及び予算額について伺いたい。

学校教育課長 小学校48人、中学校28人である。予算額は、小中学校合わせて約360万円である。

山口委員長

職務代理者 議案第3号の袖ヶ浦市要保護および準要保護児童生徒就学援助実施要綱で、この対象者を網羅できないのか。

学校教育課長 根拠法令が異なるため別に制定しようするものである。

(他に質疑なし)

委員長 賛成の挙手を求める。

委員長 議案第4号は賛成全員で承認されました。

日程第5 協議事項

(1) 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン(後期計画)(案)について

委員長 事務局に説明を求める。

教育総務課

溝口副参事

前回の教育委員会協議会でのご意見を踏まえ、第二期袖ヶ浦市教育ビジョン(後期計画)(案)が纏まったため、内容及び今後のスケジュールについて協議をさせていただくものである。

主な変更箇所をご説明させていただくと、民間企業の技術と技能の活用について、ご提案がありましたので所要の修正を行った。

また、幼稚園と保育所の横の連携と小学校との縦の連携の促進につ

いて、子どもの発達や指導の連続性を重視し、幼稚園と保育所の横の連携及び幼保と小学校の縦の連携を踏まえた交流行事等の促進などの提案がありましたので所要の修正を行った。

なお、子ども園という個別の名称については記載を控えている。

また、オリンピック・パラリンピックについて、2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定され、これを契機にオリンピック教育を含めた幅広いオリンピックに関する活動を積極的に推進する必要があるとのご意見がありましたので、施策の取組の1つとして加え、所要の追加修正を行った。

また、全体の意見として、10年間を通し同じことを続ける必要がある施策についても、次のステップに進んだことがわかるような記載としないかとのご意見がありましたので、施策の取組みについて表現の変更を行った。

また、設置や整備といった記載があることのご指摘については、既に整備済みについては、充実、促進といったような表現に変更させていただいた。また、掲載写真にはキャプションを追加し、用語の説明においては、*（アスタリスク）を記載し、次ページ以降に記載された場合をわかるよう改めたところです。

今後のスケジュールは、11月13日実施予定の総合教育会議で市長への説明、11月24日の政策調整会議、12月2日の政策会議、12月18日の議会全員協議会でパブリックコメントの実施を付議し、その後、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施する。パブリックコメントの結果を踏まえ、2月初旬に臨時教育委員会議の開催を予定しているが、その場で計画を決定することとしている。その後、庁内会議体にパブリックコメント結果の報告を行い、3月下旬に計画の公表を予定しているところである。

教育部次長 追加で補足説明させていただきたい。11月13日予定している総合教育会議において、市長が定める大綱について、教育ビジョンをもって大綱とすることが確認されているが、教育ビジョン後期計画についても、前期計画の理念、施策の目標など踏襲していることから、引き続き、本計画を大綱に代えることについて、確認していただく予定としている。

委員長 委員に質疑を求める。

山口委員長

職務代理者 本市は市の特色が見えないと会議などで言われている。

今までは財政的に恵まれていたため、幅広い施策を展開してきたが、財政的厳しい現在において、教育部門の施策についても優先順位を付け、特色を出していく必要があるのではないか。

教育部長 教育ビジョンは本市教育の望ましい姿を展望し、目指すべき目標やその基本的な考え方をまとめたものであり、計画に優先順位を記載する考えは持っていない。事業の優先順位については、年度計画をもって対応しているところである。

教育長 本計画は、国の教育振興基本計画を上位計画と位置付け、千葉県の基本計画を参酌し策定されており、学校教育、社会教育などの各種分野に十分配慮して策定したもので、特色については、学校教育、生涯学習においても各事業特色あるものと考えている。

(他に質疑なし)

日程第6 その他

(1) 第三次 袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画(案)について

委員長 事務局に説明を求める。

生涯学習課長 子どもの読書活動を社会全体で支援するため、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、千葉県では、平成15年に「千葉県子どもの読書活動新計画」を策定している。

本市では平成18年度に「袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定し、その後、第1次計画と「第2次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を押し進めてきたところである。第2次計画が、平成27年度で終了することから、国及び県の動向や第2次計画期間における状況や課題等を踏まえ、本市の子ども読書活動を一層推進し、「読書の街 そでがうら」の充実を図るため、計画期間を平成32年度までとした、「第3次袖ヶ浦市子ども読書活動推進計画」を策定しようとするものである。

本計画は、読書に親しむ機会の充実 読書環境の整備 普及啓発活動の推進、これら3つの基本方針ごとに4つの方策を立て具体的な取り組みを定め、第2次計画期間に引き続き、読書環境の活用と読書に親しむきっかけづくりに重点を置いて推進することとしている。

計画の達成状況等について、点検・評価を行うために、目標とする数値を定めている。

委員長 委員に質疑を求める。

山口委員長

職務代理者

家庭や地域で取り組むべき内容が薄いように感じる。子どもは、幼少期から本が身近にあることで本に親しみを持つことになっていくものである。「子どもと本」という著書の中で松岡享子氏は大人が一方的に子どもに本を読んであげることが良いことではなく、子どもが本を読んでと言う環境にしなければならないと言っている。親とのコミュニケーションが大切であり、暮らしのなかに本があること、読書環境が大事であると言っている。家庭の取り組みについて、もっと記載があっても良いように感じる。

中村委員

私も0歳からの読書、家庭での読書環境の大切さは深く認識している。今後、わかりやすく伝えていく必要があると思うが、この計画は、国、県の計画を参酌し策定されているものであるため、相応な内容ではないかと考える。

(他に質疑なし)

(2)「平成27年度末及び平成28年度公立学校職員人事異動方針」及び「平成27年度末及び平成28年度公立小中学校職員人事異動実施細目」について

委員長 事務局に説明を求める。

学校教育課長

平成27年度末及び平成28年度における公立学校職員の人事異動方針について、千葉県教育委員会教育長より、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、県民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、もって本県教育の一層の振興に資する人事異動方針を行うことが通知されたので、具体的に何点が読みあげさせていただく。

適正配置について、同一校に7年以上勤続する者については、積極的に配置換えを行う。若年層における他の市町村への配置換えは、計画的に推進するとともに、他の市町村での勤務経験がなく、同一市町村に10年以上勤務する者が異動する場合については、強力に

配置換えを行う。

新規採用職員について、新規採用職員は、特別な事由のない限り、3年間は同一校で勤務することを原則とする。また、同一校に5年以上勤務する者については、積極的に配置換えを行う。

管理職の登用等について、女性職員の管理職への登用を積極的に推進する。このような内容が示されたものである。

教育長 学校教職員の人事異動は、千葉県教育委員会教育長より、本人事異動方針の趣旨に基づいた積極的な人事異動を行っていることを教育委員の皆さんにもお知らせしたく報告させていただいたものである。

委員長 委員に質疑を求める。

(質疑なし)

(3) 幼保連携の推進について

委員長 事務局に説明を求める。

教育部次長 先般の定例会でご説明させていただきましたが、幼保連携推進検討委員会で決定した内容について再度、ご説明させていただきます。

昭和地区の認定こども園について、3つの案を検討しましたが、総合的に判断すると、民設民営による子ども園を新設し今井幼稚園を統合する案に決定した。

平川地区においては、2つの案を検討したが、吉野田保育所は耐震補強及び大規模改造計画の費用を要するものの、保育施設立地としては適していることから吉野田保育所を公設公営の認定子ども園化し、中川幼稚園を機能移転する案を決定した。

なお、この結果を検討する段階において、公立幼稚園・保育所の統合により誕生した公設公営の山武市立なるとうこども園、また習志野市立袖ヶ浦こども園を視察し、その後、認可保育所から変更した民設民営の東金市にあるユニヴァーサル雙葉学園、公私連携型の浦安市の渋谷教育学園浦安こども園をそれぞれ視察した。視察先では、現状の課題等について伺ったが、運営上特に問題ないとの回答をいただいたところである。素晴らしい環境で運営がなされていたと感じたところである。

学校教育課長 学校教育課としても、先進市では、幼児教育の質を保ち、保育と

連携した運営が可能であると感じたところである。

委員長 委員に質疑を求める。

山口委員長

職務代理者 事務局側で認定こども園に向けた考えを固めているのか。

教育部長 幼保連携推進検討委員会での検討内容や視察先の資料などをご報告したものであり、事務局では認定こども園に向けた考えは現段階では確定していない。今後、更に事例等の情報を集め、十分に整理した上で、総合教育会議で市長と幼保連携について協議いただいきたいと考えている。

山口委員長

職務代理者 市内の私立幼稚園、保育所で認定こども園化の動きはあるのか。

教育部次長 今のところ聞いていないが、本年4月の施行前に認定こども園化された大規模施設においては、補助金の削減になるとのアナウンスがあったため、これが躊躇した要因にもなっているのではないかと思う。

今後、認定こども園について、広く理解されれば、市内の私立幼稚園、保育所においても、認定こども園化の動きがでてくると思われる。幼稚園では、少子化の進行、働く女性の増加や就労形態の変化などにより児童数が減少傾向にある。保護者が幼稚園や保育所に求めるサービスは多様化しており、幼稚園では3年保育や長時間の預かり、また一時預かりなどが求められている。

保育所では就学前の幼児教育を求められている。両者を兼ね備える認定こども園は社会のニーズにより高まると考える。

教育長 認定こども園は、子どもたち、保護者にとって望ましい就学前の教育・保育を提供できるとするならば良いことだと思うが、教育、保育の質が低下しないかなど懸念していることはある。

山口委員長

職務代理者 現場に混乱が生じないか。

また、袖ヶ浦市の幼児教育は質が高いと感じているが、認定こども園化による質の低下について心配をもっている。

福島委員

認定こども園の所管部署はどこになるのか。

教育部次長　福祉部子育て支援課が所管であるが、幼児教育については、教育委員会から発言を行っていくことになると思う。

(他に質疑なし)

次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条1項第3号に該当するため、非公開となります。

・日程第4　議案第1号